

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例(平成8年条例第11号) 第5条	給水工事の計画確認の許可	農政課

- 1 審査基準は、給水装置の構造及び材質が、農業集落飲雑用水供給施設条例第5条及び同条例施行規則第2条に規定する基準に適合するものであることとする。
- 2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。